

収蔵資料にみる埼玉県庁舎の歴史

―重要文化財公開展の開催をとおして―

森内優子

はじめに

埼玉県では、文書管理規則第八条により、重要な行政文書を第一種文書として十一年以上（永年）保存すると定めており、埼玉県立文書館（以下、当館という）は、総務部文書課から、この第一種文書の管理委任を受け、その保管や閲覧利用等に関する事務を行っている。

この第一種文書のうち、明治元年から地方自治法が制定された昭和二十二年までの文書一万一二五九点は、平成二十一年（二〇〇九）七月二十一日付けで、国の重要文化財（歴史資料）に指定されている（以下、この重要文化財埼玉県行政文書を、重文行政文書という）。当館では、この硬いイメージの強い重文行政文書が、明治維新以降の埼玉県の歩みを物語るかけがえのない財産であり、将来にわたって大切に保存するべきものであることを伝えるため、毎年秋、親しみやすいテーマを設定して、重文行政文書原本を展示公開してきた^①。本稿は、平成二十八年度に開催した、埼玉県庁舎をテーマとした重要文化財公開展「埼玉県庁舎ものがたり―文書と写真でたどる百四十五年のあゆみ―」の開催に関わる調査をもとに、当館収蔵資料にみる埼玉県庁舎の歴史を紹介しようとするものである。

一 浦和県庁舎の建設

明治政府は、慶応四年（一八六八）閏四月、政体書を公布し府藩県三治制を採用した。武蔵国には武蔵・下総知県事による支配地と、かつての忍・岩槻・川越等の藩が併存することとなったが、そのうち、武蔵知県事の支配地に、明治二年（一八六九）正月二十七日、「大宮県」が誕生した。時の武蔵知県事宮原中務忠英が、自らの管轄地域の県庁舎を大宮宿に建てること、そして「大宮県」と称することを願い出て認可されたのである。当時は、事務取り扱い上の便から、東京馬喰町の御用屋敷に県の行政事務の本拠を置き、管轄支配地内に置かない傾向があったが、宮原は円滑な支配のため、地元役に役所を置こうとしたと考えられている。しかし実際には、大宮宿の北沢甚之丞宅を仮庁舎としたまま進展せず、大宮県庁舎は新築されなかった^②。大宮宿での庁舎建設が実現しなかった明確な理由は不詳であるが、ふさわしい建地が確保できなかったためとも言われている。

数ヶ月が経過した頃、庁舎候補地のひとつに浦和宿が浮上し、八月、国から浦和宿での庁舎建設が許可された。九月二十九日には、大宮県が浦和県と改称されることとなり^③、明治三年（一八七〇）正月、現在の埼玉県庁の所在地^④に浦和県庁舎が完成した。ちなみに、県の行

政事務を扱う役所を正式に「県庁」という名称に定めたのは、明治三年二月三日発令の太政官布告であり⁶⁵、それまでは「公廨」「何々県役所」「陣屋」「県所」「県舎」などと呼ばれていた。

この浦和県庁舎の建設費用をめぐる国と県との詳細なやりとりを、重文行政文書⁶⁶により列記してみる。当初浦和県が国に対して提出した計画では、建築資材は東京の武家屋敷の解体廃材をそのまま用いることとし、総工費は八六五〇両を見込んでいた。当時の府県庁舎建設費は、明治二年七月二十七日に令達された「県官人員並常備金規則」に基づき、国費が三分の一を支給し、残り三分の二を民費で賄うこととなっていた。ここでいう民費とは、「国庫より支給されるもの及び府県税収入以外の地方団体の費用の総称」であり⁶⁷、すなわち、県民等からの寄附を意味した。このように、当時の府県庁舎建設は、府県民からの寄附がなければ成立し得ないものであった⁶⁸。ともあれ、国は浦和県に対し、建設費用の三分の一にあたる二八八三両を支給した。ところが、工事を始めてみたところ、腐朽して使えない木材が予想外に多く、物価高騰もあって建設費が不足したとして、浦和県は国に建設費の追加支給を求めた。最終的に大蔵省は増額を認めたが、県に対し、その見通しの甘さや説明の不十分さを厳しく注意している⁶⁹。

なお明治四年になると、国は「県庁建坪規則」を定め、以後新築される県庁舎の面積を、その石高に応じて決めることとした。具体的には、石高三〇万石以下は庁舎の建坪を一二二坪五合とし、三〇万石を超える場合は五万石につき一〇坪増加を認めるというもので、「維新直後の財政危機下における歳出削減の必要性」と「府県レベルでの恣

意的行政を生じさせない中央集権国家体制を構築しようとする意欲」によって定められたと考えられている⁷⁰。浦和県庁舎は、この規則ができる前年に完成したため、管轄石高二九万石余であったにもかかわらず、庁舎面積三五五・七五坪という倍以上の建坪で造られた。このように、浦和県庁舎は、明確な政府の方針が出される前の、まさに維新直後に造られた最初期の県庁舎のひとつであり、その規模は、明治政府による枠にはめられることなく、近世期の代官所等の間取りと広さを継承するものであったとされている⁷¹。

二 埼玉県の成立と庁舎の建て替え決定

明治四年（一八七二）十一月十四日、府県統合により埼玉県と入間県が成立した⁷²。このときの埼玉県は、埼玉郡・足立郡・葛飾郡のみを管轄しており、現在の埼玉県の東側約三分の一の部分を県域としていた。そしてその県庁は、岩槻におくこととされていたが⁷³、県内巡視を行った県令野村盛秀と権参事白根多助は、「岩槻は県庁に適さないため自分の間浦和県の県庁を用いたい」という旨の具申を行い、引き続き浦和県庁舎を埼玉県庁舎として使用した⁷⁴。つまり、旧浦和県庁舎が、初代埼玉県庁舎となったのである。

浦和県庁舎を転用していた時代の埼玉県庁舎内の様子を知る手がかりのひとつに、明治七年の備品明細表がある（図版No.1）。これによると、イス三四脚やテーブル三脚が新調され、洋室化が進められていることがうかがえる。これまでの研究によると、「地方庁での椅子座への転換は、中央官庁にやや遅れて、早い府県で四年末に行われ、五年中に各地へ波及したとみることができるといわれており⁷⁵、まさ

にそうした流れの中にあつたことがわかる。ただ照明では、ランプとともに、行燈も新調されていて、和洋折衷な室内が想像される。また、前年に導入された太陽暦も一冊購入されている。

明治九年（一八七六）八月、明治六年六月に入間県と群馬県を廃してつくられた熊谷県が廃止され、旧入間県域が埼玉県と合併して、ほぼ現在の埼玉県域と等しい埼玉県が誕生した。県庁所在地は引き続き浦和とされたため、「県域全体からみて、浦和は南東に片寄り過ぎている」として、熊谷県の県庁所在地であつた熊谷を新埼玉県の県庁所在地とすべきであるとの声が聞かれるようになる¹⁰⁰。いわゆる県庁移転問題であるが、そもそも、明治二年に大宮県が浦和県となつた際にも、県北の村々からは県南に片寄り過ぎて不便であるとの訴えが出ており¹⁰¹、また、埼玉県の県庁は岩槻町とされたにもかかわらず、浦和の県庁舎が引き続き使われたという結果も含め、県内には浦和が県庁とされることに対する釈然としない空気があつたようである。それでも浦和が選択された背景には、県庁を県の中央に置いて県民の利便をはかるという視点よりも、中山道沿いで東京から交通上至便という、東京中心の中央集権国家の行政主導のあり方が県庁所在地決定に影響したためとみられている¹⁰²。

明治二十年代に入ると、早くも庁舎の建て替えが話題にのぼるようになる。前述のとおり、国の規則が作られる前に完成したため、同時期の他府県庁舎よりも広い面積を有して建てられた旧浦和県庁舎であつたが、廃材を活用したことなどによる急速な老朽化と、事務の拡大に伴う狭隘が問題となつていた¹⁰³。県庁舎の建て替え問題は、県庁移転問題と複雑に絡み、明治二十年（一八八七）の吉田清英知事の内

務省への上申によって顕在化する¹⁰⁴。吉田知事は、県会に諮ることなく、県庁を熊谷に移転させる旨を内務省に上申ししてしまうのであるが、提出後に移転反対派の知るところとなり阻止運動が展開されて、大臣の決裁直前に取り下げられた。薩摩藩出身で県北と格別のゆかりがある訳でもない吉田知事が、県会を無視してまで熊谷への県庁移転を強行しようとした明確な理由はわからないが、一説には「県会の多数派であつた県南の改進黨勢力への対抗を目標む県北の自由党および中立派が吉田知事と結んだもの」と解釈されている¹⁰⁵。

その後も、吉田知事の内務省への働きかけが失敗したことを知つた熊谷宿本陣の竹井澹如をはじめとする県北の有力者たちが、県庁の熊谷移転を求める上申書（図版No.2）を作成するなど根強い熊谷移転運動が続いたため、小松原知事は内務省に対し、埼玉県の県庁を浦和に置くとの勅令の公布を願ひ出た。明治二十三年（一八九〇）九月、勅令が出されて、県庁移転問題は一応の決着をみたのである¹⁰⁶。

一方、県庁舎建て替えでは、建設資金調達が大きな課題となつていったが、県庁移転を阻止したい浦和町が、建設費として高額の寄附を申し出た。県庁移転問題が、庁舎の建て替えを後押しした形となつたのである。明治二十四年の行政文書には、県内各地から寄せられた県庁建設費寄附の記録が残っているが、とりわけ目をひくのは、明治二十三年十二月九日、浦和町が三五〇〇円（今日の約一億円か）という並外れた金額を寄附するとしてした文書である。しかも、庁舎完成後には、さらに一万円（約三億円か）の寄附を行うとされており、何としても県庁を移転させまいとする執念を感じる。その背景に県会内の地域対立と、浦和派県会議員の働きかけがあつたことはいまでもない¹⁰⁷。

寄附金の準備に道筋をつけた浦和派の県会議員は、明治二十三年の通常県会で県庁舎建設費の予算案を提案し、可決された。こうして旧浦和県庁舎を取り壊し、同じ場所に新しく埼玉県庁舎が建設されることとなったのである。なお、国は明治十年一月二十九日付けの太政官達第十六号により、府県庁舎建設費を全額国庫負担としたが、明治十四年七月以降は、国費負担をなくし、全額地方費で賄うこととした。このため、明治二十年代には、府県庁舎の新築はほとんど行われず、日清・日露戦争の軍事負担もあったため、明治三十年代までは既存建築物を府県庁舎として転用するのが一般的であった。その後、戦争終結後の明治四十年代になって公共投資が推進されるようになる、全国で庁舎が新築されるようになっていく。このため、被災や移転といった事情もなしに、明治二十年代に、当初から府県庁舎として建設した建物を取り壊して庁舎を新築したのは、全国でも埼玉県庁舎だけであるという⁴⁴。はからずも、県庁移転問題が地元資金提供を促し、庁舎新築を可能とさせたといえるであろう。

三 埼玉県庁舎の建設

では、新埼玉県庁舎建設の経緯を、重文行政文書で追ってみよう⁴⁵。基本設計は、明治二十三年十月頃から始められ、十二月の県会で採択されたのち、翌二十四年、内務省技手であった大迫直助に設計監理が委託された。

工事請負人の入札は同年六月五日付で公告され、同月十六日に入札、即日開札の結果、日本土木会社が落札した。入札参加者とその金額の一覧をみると、日本土木会社の金額は第三位である。しかし、第一位

の浦和町・秋元三吉が入れた一八五〇円という金額は、内訳の金額と比較した結果記入誤りであることが明瞭であり、第二位の東京府赤坂新町・小林亀吉の金額は、予算よりも二三六四円二五銭も安く低価格すぎるため、入札請負規則第四条により、いずれも棄却するとしている。そしてそれ以外は、八二六七円五〇銭、八三九〇円、八四五〇円、八四九七円と僅差の額が続き、この中で最も安い八二六七円五〇銭と入れた日本土木会社を落札者とする⁴⁶と説明されている。

この日本土木会社とは、明治二十年三月に、大倉喜八郎が渋沢栄一や藤田伝三郎とともに設立した有限会社で、現在の大成建設の前身にあたる。しかし、明治二十五年には解散したため⁴⁷、埼玉県庁舎は、わずか五年弱の活動であった日本土木会社の数少ない業績の一つであるとされている⁴⁸。

開札から四日後の六月二十二日には請負契約が締結されて着工、同年九月十一日に上棟し、十二月五日に竣工、微調整等を経て、明治二十五年（一八九二）二月二十三日に工事が完了した⁴⁹。本庁舎の構造は、木造二階建て一部平屋造りで、東側（現在のJR浦和駅方面）に正面を向けた口の字形に造られ、中央は中庭となっていた。背面の西側は廊下のみで部屋は設けられておらず、東側だけが二階建てとなっていたことがわかる。一階には、受付当直・宿直室、第一〜四課の執務室、収税部及び収税長室、応接所、会議所、警察部及び警部長室、湯呑所や便所があった。二階には知事室、官房、書記官室、参事官室という幹部室と高等応接所が設けられていた（図版No.3）。「明治二十四年度地方税収支精算書」によると、本庁舎部分が九七三三・五六三円、それ以外の部分も含めた総経費は一万六九九円であった。

なお、同時期に建設された静岡県庁舎（明治二十二年完成）、栃木県庁舎（明治二十三年完成）や、奈良・東京・兵庫の庁舎には、「政庁（正庁）」と呼ばれる儀典室（行事や儀式を行う広間）が設けられていたが、なぜか埼玉県庁には造られなかった。このことが、のちに昭和天皇の県庁行幸の際の課題となり、改修工事へとつながっていくのである⁸⁰。

外観写真をみると、木造の門の奥に建つ庁舎は、いわゆる二階建てにみえるが、二階部分が設けられていたのが正面棟のみであったことは、図版No.3の図面にある通りである。一階部分は門塀に隠れて判然としないが、二階には、コーニス（水平の細長い突出部）をもつ窓が規則的に並び、中央には小さいペディメント（破風状の飾り）が付けられている（図版No.4）。

細部は不明な点が多いが、外壁の色については、明治二十九年（二八九六）のペンキ塗替工事の仕様書が参考になる⁸¹。仕様書によると、庁舎外部は「薄色」、表門は「白色」で塗るように指定されている。モノクロ写真でみる外壁の色は、表門と同様の白色のように見え、決して濃い色ではなかったことがうかがえる。では、薄色とは何色なのか。「薄色」には、単に淡色という意味だけでなく、日本の伝統色である紫を表す際に、「濃い紫を「濃色」、薄い紫を「薄色」と呼ぶことから、「薄紫色」という意味がある⁸²。仕様書は、一般的な文書に比べて曖昧な表現を避けると思われるため、「淡色」の意味で用いたとは考えにくい。現代の感覚では、薄紫色の庁舎とはやや意外な感じもするが、この時代の洋風建築におけるパステルカラーの外観は珍しいことではない。よって、建築当初からであるかはわからないが、少なくとも、明治二十九年頃は、薄紫色の外観をしていたと思われる⁸³。

一方、内装については明治二十六年（一八九三）の文書に添付されていた、窓掛（カーテン）と敷物の生地見本を紹介したい（図版No.5・6）。カーテンは、「天竺木綿」と呼ばれる平織りでやや厚手の木綿織物である。現在でも足袋の裏地やシャツに用いられている。生地見本の色は、白である。敷物は、「ズック」「ズーク」と呼ばれる麻の繊維を太く縫って平織りにした布で、黄土色のベース地に、青・臙脂・白の色系の太い横縞が織り込まれており、床に敷いたとき、かなり派手だったのではないかと思われる。主として昇降口の階段や踊場に敷くものとされており、滑り止めや防寒が目的であったと考えられている。

明治二十五年の完成から約二十年後の大正二年（一九一三）八月二十五日、増築工事が行われて庁舎全体が二階建てとなった。後述するように、大正二年十一月には県会議事堂が完成しており、ほぼ同時に、庁舎も大きく改装されたことになる。なお、昭和二年刊行の『浦和總覽』には、「現今の庁舎は明治二十四年平家建築造、大正元年現在の二階建に改築されたものである」とあるが、これまで述べたとおり、明治の建設当初から一部は二階建てとして造られていたのであり、大正期の改築時に初めて二階建てとなったとの解釈は誤りである⁸⁴。

四 議事堂の新築と構内整備

他府県では、庁舎の中に議事堂を組み込んだ設計のものもあるが、埼玉県庁舎内には議事堂は設けられていなかった。このため、県立師範学校や浦和宿の玉蔵院、調神社といった寺社の境内の集産所等が会議場として使われてきたが、明治十八年（一八八五）、県会に仮の議場建設の予算が提出され、この年、県庁構内に議場が完成した。これ

が初代議場である。その後明治三十年代に入ると、他県で議事堂建設が相次いだ影響もあって、明治四十二年(一九〇九)、明治四十三年度・四十四年度二ヶ年にわたる議事堂建設予算が計上される。しかし、明治四十三年八月に、未曾有の大水害が発生したことにより議事堂建設は延期され、最終的な完成は、大正二年十月にずれ込んだ⁸⁴⁾。工期の延長もあって、明治四十三年から大正二年にわたった議事堂建築費関係予算の総額は七万九千六百八十八圓五錢、決算は七万九千六百四十三圓五錢にのぼった⁸⁵⁾。大正二年十月二十四日付の『埼玉新報』は、「ルネッサンス式に新式を加味したる二階建築」「骨は全部木を用ひ壁は大体内造石にて正面の一部に煉瓦を用ひ屋根は全部スレートを以て葺き内部の装飾は貴衆両院を始め全国各地府県会議場の優秀なる点を採用」したものとし、議場への光線は屋根中央の塔から採るなど、「他に對し誇る処尠からず」と書いている⁸⁶⁾。このうち煉瓦は、東京市京橋区の金町製瓦(株)製であった⁸⁷⁾(図版No.7・8・9)。

大正二年(一九一三)十一月十六日には、議事堂落成式が行われた。同日付の国民新聞の「祝埼玉県会議事堂落成式」と題する記事によれば、県庁前には、高さ七間(約一三メートル)の緑門(祝賀行事等で立てる常緑樹の葉で包んだ弓形門)が立てられ、北側に設けられた舞台では東京の役者による出し物が披露され、昼夜を問わず賑わったという。

議事堂が完成すると、続いて、議事堂附帯庭園整備工事と議事堂表門建設工事が行われた。この時造られた築庭は、現在も県庁東門奥に花時計として姿をとどめている(図版No.43)。側溝が掘られた周囲は玉石で固められ、表面には芝が植えられた⁸⁸⁾。そして、当時の写真を

見ると、その上に木も植えられている(図版No.7・8など)。工事請負人は、越ヶ谷町の遠藤弥市で、経費は一一八五圓であった。築庭、表門(正門)、門番所は、揃って大正三年三月に完成した。設計図面や写真から、正門の門柱は花崗岩製で、鉄の門扉がついていたことがわかる。正門門番所は、六角形の木造平屋建てで、スレート葺きの屋根がつけられていた。この正門や門番所を施工したのは、議事堂の設計を担当した京橋の安藤組であった(図版No.12)。この築庭や門の整備は、文書上では議事堂関係の整備事業とされているが、実質的には、県庁構内全体の整備事業に他ならない。にもかかわらず、議事堂の工事であるかのような文書名になっているのは、議事堂建設の際にあわせて築庭や門まで整備してしまつたための方便であつたと思われる⁸⁹⁾。なお、正門や門番所は比較的多くの写真が残されており、中には、門柱の「埼玉県庁」「埼玉県議会議事堂」という二つの表札が掲出されていたことが、はつきり読み取れるものもある(図版No.14)。

次に、視点を庁舎内部に移してみたい。明治から大正に移行する頃には、県庁でストーブが用いられるようになった。大正元年十二月には、県庁内のストーブ取付工事に関する文書があり、この頃から暖房器具が、それまでの暖炉からストーブに切り替えられていったことがわかる⁹⁰⁾。尤も、ガスや電気によるストーブは高価であつたため、石炭ストーブが主流であつた⁹¹⁾。

また、庁舎の床に、リノリウム⁹²⁾が登場するのも、この頃からのようである。大正二年十一月の庁内敷物修繕の文書では、ズーク敷きからリノリウムに切り替えたことが記録されている⁹³⁾。リノリウムは、木粉やコルク等を亜麻仁油で固めた天然素材で、有害物質を発す

ることがなく耐水性も高いため、現在でも学校や病院、住宅の洗面所やトイレにも用いられている。こうした細部の修繕に関する文書は非常に多く残されており、床の修繕もしばしば見受けられる。今回の調査では、網羅的にその床面積などを検証するまでには至っていないので、庁内の床がどの程度リノリウム敷きであったのかは明らかではない。しかし、これまで用いられていたズック敷きは庁内全体を対象としたものではなく、昇降口など必要な箇所用いられていたと考えられるため、木の床を基本としつつ、リノリウムが必要な箇所に用いられていたのではないかと思われる。ただ、「敷物用リノリウム油」「リノリウムクリーム」という名称で、かなりの量が購入されているので、ズック敷きよりも広範に使われていた可能性もある⁴⁴⁾。

五 昭和九年の改修工事

昭和九年（一九三四）二月二十七日、内務省警秘第三〇一号により、内務次官から埼玉県知事に対し、昭和九年の秋の特別大演習の際に、昭和天皇が埼玉に行幸されることが通牒された。これは公式通知であるが、埼玉県がまとめた公式記録『昭和九年陸軍特別大演習並地方行幸埼玉県記録』によると、二月中下旬には、すでに大演習関係事務の前例のある県へ各課の職員を派遣して視察させているので、実際はこれより前に、内々の通知があったものと思われる。

その後、埼玉県への行幸の日は同年十一月十八日に決定、官幣大社水川神社に親拝後、県庁に臨幸され民情を視察されることとなった。ここで大きな問題となったのが、埼玉県庁舎には「正庁（政庁）」がなく、天皇の御座所にふさわしい部屋がないということであった。こうして、

御座所とするべき部屋の新設と他の箇所の改修が決定し、埼玉県庁舎は大きな節目を迎えることとなった。

これからこの改修についてみていくが、今回の調査では、重文行政文書の中に昭和九年の庁舎改修工事に関する記録をみつけることができなかったため、行幸に関わる内容は、前述の埼玉県が作成した公式記録である『昭和九年陸軍特別大演習並地方行幸埼玉県記録』（以下『行幸記録』という）⁴⁵⁾に依拠することをお断りしておく。公文書の裏付けがとれないことは心もとないが、改修工事に関する他の文書（例えば改修工事中、各課の事務室を議事堂や浦和宿の玉蔵院等に一時移転した文書や⁴⁶⁾、この行幸記録を宮内省に献上した文書など⁴⁷⁾）は保存されており、行幸前に大がかりな改修工事が行われ、間取りや構造が変わったことは間違いない。これよりもはるかに些末で日常的な補修工事の記録が残されていることから考えて、この改修工事関係文書が見当たらないのは非常に不思議であるが、筆者の見落としてはないとしたら、公式記録を作成して宮内省に提出したのち、その根拠となる文書や原稿一式が処分されてしまったのかもしれない⁴⁸⁾。

では、『行幸記録』をもとに、庁舎改修の概要をまとめてみる。まず、中央中庭に、階段室（梁間七・三七m、桁行一六・三六m、二階建て）が増築された。中央に階段室、両側に階下二室、階上二室を設け、階段室の階下を広間にし、階上吹貫の部分に梁間七・二八m、桁行九・二〇mの一室を増設、正面車寄せも改築された。その他建物全般にわたって、土台、軸部、小屋組その他の破損又は腐朽した箇所に新材の補足や取り替えが行われた。各局部に緊結金物により完全に緊結し、内部は天井から壁まですべて新品のリノリウムに敷き替えら

れた。また、庁舎外部の正面及び側面の一部は、新規に板が張り替えられ、その他の修繕が施された。内外木部全体は油性ペンキで塗り替え、内部の一部分はワニスやラッカーが塗布されて仕上げられた。

一連の工事は、昭和九年八月二十日に契約され、同年十一月三日に完了した。その間、約一ヶ月間雨が降り、工事の進捗に多大な影響を及ぼしたという。工事の完成が、行幸当日のわずか十五日前という、ぎりぎりになってしまったのは、この雨のためだったようである。

総経費は四万一〇〇〇円、内訳は、県庁舎の補強工事二万六七〇〇円、塗装二六五〇円、自動車車庫整備一一五〇円、その他四七〇〇円、絨毯一六四〇円、リノリウム四三二二円、カーテン一〇二〇円、壁用ウラルペーパー⁽⁸⁾ 四一〇円、電燈工事一一〇〇円、衝立其他に三八〇円、その他プラインド等であった。

本工事の担当者は、地方事務官福田清次、営繕技師宇野俊一、営繕技師秋山丑太郎・片淵勝利・村上恒・篠田芳照、営繕技師補大竹敬造・田中忠雄の計八名であった。

では場所別に、具体的な使われ方をみてみよう。

①御便殿(天皇の御座所)

天皇の御座所は、階段室上部の吹貫に増設された部屋が充てられた。床は、リノリウム敷の上に赤毛絨毯が敷かれ、壁は、中木付きで上部にはテック⁽⁹⁾の美術壁紙⁽¹⁰⁾が張られた。天井は平格天井、桐柱ベニヤ板・板違張とされた。各格組交差点には金色の化粧釘隠し金物を取り付けられ、格縁・格縁中木等は黒ワニス及同ラッカーで仕上げられた。入口扉は桐製、隅々の要所には化粧金物が取付けられ、各窓にはレースのカーテンがかけられた。

②天皇用の厠

天皇用の厠は、知事官房室内に設けられた。室内が衝立で間仕切られ、床にはリノリウムが敷かれた。天井にはテックス⁽¹¹⁾が張られ油性ペンキが塗られた。壁も塗り替えられ、各窓には、ブラインドとレース、緞帳が取付けられた。その他、必要な修繕が施された。

③天皇の食堂

天皇用の食堂には、知事室が充てられた。天井は新しいテックスに張り替え、油性ペンキ塗で仕上げられた。床は完全に張り替え、リノリウム敷き替えの上、緞通が新たに敷き込まれた。壁は腰羽目板張に上部の漆喰が塗り替えられ、窓廻りもこれに準じた。木部の見え掛りはワニス塗り仕上げとされ、御便殿に準じ、レースのカーテンが取付けられた。この食堂の様子は、図版No.17に残されている。白布がかけられた丸卓と椅子、盆栽のようなものが置かれている卓があり、壁には額入りの鳥瞰図がかけられている。図版No.17の写真に添えられた解説によると、屏風や丸卓・イス・火鉢(写真ではわからない)は、宮内省からの貸下げ品であった。また、壁の埼玉県鳥瞰図は、天覧に供するため、名古屋の絵師・吉田初三郎を招き、六月二十三日に契約して制作させ、十月二十五日に完成したものである。制作費は、実地踏査費用を含めて四〇〇円であったが、他に頒布用の縮刷鳥瞰図五千部を七五〇円であわせて納品させている。こうして縦七三cm×横三八cmの本紙が完成したが、これを浦和市内の光雲堂神谷光二が金茶色の唐七珍(七宝文様)の裂に表装し、縁の厚み約七cm五mmの額に入れて十一月十日に納めたという。ちなみに、今回の展覧会を開催するにあたって、庁内

や博物館関係者に確認したが、現在の肉筆の鳥瞰図の所在はまったく不明であった。また、記念品として配られた頒布用の埼玉県鳥瞰図も、収集家などの手元にかろうじて保存されているようではあるが、当館でも収蔵しておらず、希少と思われる。

④単独拝謁室

特定の者が単独で天皇に拝謁するための部屋で、官房秘書及び予備室の一部が充てられた。この部屋は、間仕切が取り払われ、一室仕様に模様替えが行われた。床を新たに張り替えた上でリノリウム敷とし、その上に、毛の絨毯が敷き込まれた。壁は漆喰を塗り替え、天井にはトマテックス⁶⁰を張り油性ペンキ塗で仕上げられた。窓廻りも新たに取り替え、木部見え掛りをワニス塗で仕上げ、窓には、レースと緞帳が取り付けられた。図版No.18をみると、地紋の入った織物がかけられた卓と椅子が置かれているが、これらの卓や椅子も、宮内省からの貸下げ品であった。なお写真には写っていないが、入口には県立川越工業試験場で制作した衝立が置かれていたと記録されている。

⑤車寄せ及び広間・階段室等

外観に関わる、最も目立つ改装が行われた箇所である。車寄せは、これまでの建物様式に則りながら改築、屋根は亜鉛板張の陸屋根（ほぼ勾配のない屋根）とし、周囲には手摺りが取り付けられた。内部は周囲を吹貫として正面階段を取り付け、二方からの車廻しのスロープはタイル敷、木部見え掛りはペンキ塗りで仕上げられた。広間は必要な部分を修繕の上、床にタイル⁶¹が張られ、壁の腰部分には人造大理石が用いられた。中木が付けられ、上部は漆喰塗

りの上、ラフコート仕上げ（鏝跡を残す塗壁のひとつ）とされた。階段室も同様である。

それ以外の各室は、天井・壁をすべて取り落し、天井は下地を改造してテックス張とされた。壁は下地を修繕の上、漆喰塗り替え、床・窓その他の必要な修繕が行われた。木部見え掛り部分はペンキが塗り替えられ、階上の各室はそれぞれ新品のリノリウムに敷き替えられて、天覧品陳列場や供奉者・単独拝謁者・係員の控室に充てられた。

庁舎建物の外部はすべて、下見板やその他が修繕された。一部は張り替えの上、木部や見え掛り部分にペンキが塗られた。正面建物の屋根は、半丸瓦を上下交互に重ねて葺くスパニッシュ瓦に葺き替えられた。その他は、瓦修繕を施し、鉄板葺の箇所はペンキが塗り替えられた。

⑥列立拝謁場

庁舎、中庭（議事堂附帯庭園として整備された場所）の樹木を仮移植し、敷地を均した上で全体に敷砂が施された場所が、多くの職員が拝謁する場所とされた。いわゆるお迎え・お見送り場所である。梁間一六・四〇m、桁行一九・一〇m。三二・二mに天幕を張り、支柱その他の木部見え掛りはすべて黒白布が巻込まれた。御直立台として、幅一・八二m、長五・五〇m、高さ地上より七五cmのもの、一m六〇cm角で高さ一五cmのもの二種類が設けられ、全体に白布が敷き込まれた。図版No.20には、中庭の向こうに、ずらっと整列した職員が写っている。『行幸記録』の説明によると、整列しているのは、判任官以下、すなわち官吏の中の下級職員である。ちなみに、

高等官と呼ばれる上級者たちは、中庭をはさんで向かい側の議事堂前に整列することとなっていた（図版No.21）。

次に、外観の変化を写真で確認しておきたい。

改修工事前の、大正元年埼玉県発行の『埼玉県写真帖』に掲載されている明治二十五年建設の庁舎（図版No.4）と、今回の行幸の記念品のひとつとして制作された昭和九年埼玉県発行の『埼玉県写真帖』に掲載されている昭和九年改修後の庁舎（図版No.15）を比較してみる。最も大きく違うのは、正面中央につけられたペディメント⁶⁴である。明治二十五年当時のペディメントは、写真ではわかりにくいほど小さく、屋根にかからない大きさである。しかし、昭和九年の改修後では大きく屋根に張り出し、外観全体の印象を大きく変えている。この写真は、『埼玉県写真帖』及び、『行幸記録』の口絵に掲載されている。今回献上するために制作された『埼玉県写真帖』は、「（業者から）十月末日までの期日内に納入された」とあるので、撮影は当然それよりも前に行われたことになる。県庁舎の工事完了は十一月三日なので、庁舎の最終仕上げ中に撮影されたのである。改修工事全体の大幅な遅れが献上品の制作にも影響し、準備はかなりの綱渡り状態であったことがうかがえる。

なお、この『埼玉県写真帖』には、現在の埼玉会館付近の高い位置から撮影されたと思われる写真も掲載されている（図版No.16）。正門から議事堂、議事堂前庭園、県庁舎、さらにはその周辺の町並みがよくわかる貴重な一枚で、これまで「大正時代末期の埼玉県庁舎」と紹介されてきたが⁶⁵、前述の大きなペディメントが確認できるので、明

らかに、昭和九年の改修後に撮影されたものである。

ちなみに、『行幸記録』は、このペディメントについて全く触れていない。階段室の改装と部屋の増設及び車寄せの改修の際の一連の工事で取り付けられたものと思われ、工事内容としては特筆すべきほどのものではないかもしれないが、庁舎の印象を変えたことは間違いない。昭和九年の改修の前後を見分けるポイントのひとつといえるであろう。『行幸記録』によれば、十一月十八日午前中に行幸が無事終わると、午後から翌々日にかけて、改修された県庁舎とその内部が、広く公開されたという。「天皇の行幸された県庁舎」として公開されたものらしい。行幸当日の午後は、天皇に拝謁した者と県庁在勤者が対象、翌日の十九日終日と翌々日の二十日の午前中は、一般県民が対象であった。『行幸記録』の口絵には、「御臨幸跡ノ拝観者」というタイトルで、一般公開に集まった人々の写真が掲載されている。図版No.24には、正門前に集まった大勢の人が写っている。公開日には正門は閉ざされ、右の小門から入場することになっていたため、その順番待ちかと思われる。手前にはセーラー服姿の女学生も多く見えるが、学校で勧められたのであるか。図版No.25には、身なりを整えて構内に並ぶ人々が写っている。構内に入れても、さらに列に並ぶ必要があったようである。自由見学ではなく、誘導に従って見学したのであろう。

こうした人物とともに写っている写真は、正門や庁舎の大きさをより視覚的・具体的に伝えていて興味深い。

六 昭和二十三年の県庁火災

明治二十五年二月に完成した埼玉県庁舎は、大正十二年の関東大

震災でもほとんど被害を受けず、昭和九年十一月に改修されたのち、太平洋戦争もくぐり抜けて戦後を迎えた。しかし、昭和二十三年（二九四八）十月二十五日午後十一時五十分頃、庁舎新館二階から出火⁶⁷⁾、本館・別館等計八棟は全て焼失した。

埼玉新聞社が撮影した報道写真の中には、焼け落ちる庁舎や火災現場を見つめる人々、ほぼ何も残さず焼き尽くされた焼け跡など、一連の経過を克明に伝える写真が残されている⁶⁸⁾。図版No.26は、今にも焼け落ちようとしている本庁舎（本館）正面を写したもので、昭和九年に改修されたペディメント部分が炎の中に浮かび上がっている。図版No.27では、二階部分がすっかり焼け落ち、車寄せがまさに焼けている。図版No.26に写っていた消防車もすでになく、二人の人物が、なす術もなく見つめている。深夜ではあったが、周辺の住民が大勢集まって成り行きを見守った（図版No.28）。消防車二〇台以上による消火活動にもかかわらず約三時間半燃え続け、二十六日午前三時十五分によややく鎮火したが、午前十時過ぎまであちらこちらから煙が上がっていたという。図版No.29の焼け跡の写真に写る焼け残った樹木や、荒れた土地の表面からは、猛火のすさまじさがうかがえる。焼失建物は、庁舎本館及び新館延べ六六〇〇㎡（二千余坪）、別館七九二㎡（二四〇坪）、損害額は一億五千万円に上るとされた。皮肉なことに、この年の五月から、新館を増築しているところであったという⁶⁹⁾。

各課の執務室に置かれていた当時の現用文書の多くは、庁舎とともに焼失してしまったため、昭和二十三年頃の文書は保存量が少ない。ただ、現在重要文化財に指定されている明治以来の行政文書は、構内に建てられていた土蔵内に保管されていて、無事であった。その土蔵

の具体的な位置はわかっていないが、昭和二十三年十月二十七日付の埼玉新聞の焼失庁舎見取り図には、焼失した庁舎を囲むように「倉庫」が点在しており、いずれも焼失を免れたとあるので、このうちのいずれかに収蔵されていたものと思われる⁷⁰⁾。なお余談ながら、昭和九年の行幸に際して制作された、吉田初三郎筆の「埼玉県鳥瞰図」は、その行方が全く伝承されていない。もし行幸後も庁内に掛けられていたとしたら、庁舎とともに焼けてしまった可能性が高いのではないかと思われる。

火災翌日の十月二十六日午後、県会の緊急臨時全員協議会が開かれ、県庁罹災対策委員会が設立された。これにより、罹災した各課の事務執行を円滑に進めること、さらに庁舎の復興に関する方針が打ち出された。当面の事務を行うため、知事・副知事・総務部が県議会議事堂、教育部が浦和第一女子高校、經濟部が北浦和の八洲化学工業、衛生部が岸町の浦和保健所を仮庁舎とした。その他味噌会館や農産加工指導所等も利用されたという⁷¹⁾。

一方県庁舎の再建は、その再建場所をめぐって困難を極めた。県庁移転問題が再燃したのである。焼け跡への再建を求める浦和では、十一月二十日浦和駅西口広場で、県庁舎移転反対浦和市民大会が開催された⁷²⁾。これに対し、大宮県の県庁であった大宮は、埼玉両郡一五四ヶ村からの賛成を得て十一月二十六日の大宮市会で県庁招致の決議を行った。また熊谷県の県庁が置かれた熊谷も、十一月三十日に県議会議員を招き、埼玉銀行熊谷支店屋上で県庁招致協議会を開催した⁷³⁾。各市は、こうした思いを同年十二月の県議会臨時会に陳情として提出したのである⁷⁴⁾。

再建場所は決まらないまま、火災発生時の知事であった西村実造が辞職に追い込まれ⁶⁸⁾、知事代理が提出した「県庁舎を焼け跡に再建する案」が否決されるなどの混乱の中、昭和二十四年五月に行われた知事選で大澤雄一知事が選出された。しかし、大澤知事のもとでも県庁移転問題は容易に解決できず、最終的には、昭和二十五年（一九五〇）二月定例会の特別委員会において、浦和と大宮で記名投票が行われ、投票総数五五票、浦和二八票、大宮二二票、白票四、無効一票となり、六票の僅差で浦和の焼け跡への再建が決定された⁶⁹⁾。

七 現庁舎の建設

こうして、浦和に三代目の県庁舎が建てられることとなった。当時、高層建築物設計の最高権威とされた吉田亨二、北澤五郎、渡辺仁の三工學博士が技術顧問に委嘱され⁷⁰⁾、昭和二十五年八月、協同建築研究所による設計図が完成した。工事請負は入札の結果、竹中工務店に決定した⁷¹⁾。

ようやく再建地は決まったが、建設費の捻出という最大の課題が残されていた。昭和二十五年二月の県議会では、第一期分・総額一億四千万円の予算が可決され着工したが、全体計画は、県議会議事堂の新築も含めた、合計第四期に及ぶものであり、大半の建設費用の見通しが立っていない状況だったのである。そもそも火災からの復興である上、昭和二十五年には建築基準法が施行され、大規模建築物の不燃化が義務付けられたこともあって、庁舎はコンクリート造で計画された。当初、県は建設費の全額を起債によって賄おうとしたが、国は「起債の承認枠は焼失した木造庁舎の原形復旧に相当する額を原則

とする」して全額起債に難色を示した。そこで苦肉の策として考え出されたのが、復旧宝くじの発行であった。

復旧宝くじは、一枚二〇円で百万枚発行され、同年八月五日から末日まで売り出された。この収益金のうち、一〇〇〇万円が復旧費に充てられた。九月五日、埼玉会館で「県庁復旧宝くじ」の抽選会が行われた（図版No.30）。当選には、当選金と当選品があり、賞金は特等一〇万円、一等一万円、二等千円、三等百円、四等二〇円、賞品はA賞が皮手提げかばん、B賞が裁ち鋏、C賞が丸型ナイフ、D賞が石鹸であった⁷²⁾。

同年十一月十五日には、「定礎式（基礎工事着手の際に定礎箱を埋め礎石で蓋をする儀式）」が行われた。式は、工事現場に張られたテント内に椅子を並べて行われ、関東情報部隊長レツパー、埼玉情報部隊長メイ、関東民事部長官デイトンという連合国軍情報関係者のアメリカ人三名を含む二三九名が列席した（図版No.31）。定礎箱に「県産和紙に墨書した建設由来記」、「県産最優良和紙に墨書した建設関係者名簿」、「昭和二十五年発兌の千円札及び百円札紙幣、五円・一円の貨幣」、「定礎式執行者名と定礎式挙行年月日を記した書類」が納められ、大澤知事が箱を防水コンクリートの升に入れた後、知事、県会議長、庁舎建設事務所長がスコップでコンクリートをかけて地中に埋設した（図版No.32）。この定礎石は、現在も本庁舎正面玄関車寄せの西側にみることができ（図版No.33）、この地下にあたる玄関の中央柱下には、今も建設由来記やと当時の紙幣を納めた定礎箱が埋まっている⁷³⁾。

昭和二十六年（一九五二）一月十六日から二月十日まで、第二回の復旧宝くじが販売された。これも第一回と同様に一枚二〇円で百万枚

が発行され、抽選会は二月十五日に行われた。賞金は第一回と同額であるが、賞品は、A賞が純綿裏毛シャツ上下、B賞が毛糸、C賞が木綿縫糸となった。なお、『埼玉県行政史』などの刊行物において、しばしば「埼玉県復興宝くじ」と記載されているが、これは「旧」の旧字体「舊」を見誤ったものと思われ、正式名称は「埼玉縣廳舎復舊宝くじ」である⁷¹⁾。

第一期工事は、工期が短く、昼夜兼行で行われたという（図版No.34）。昭和二十六年十一月三十日、地上五階、地下一階の庁舎が竣工した⁷²⁾。現在の本庁舎の正面玄関を含む南側部分である。落成祝賀式典は、十二月十日に埼玉会館で行われた。

東側庁舎（花時計側）を建設する第二期工事は昭和二十七年一月五日に着工し、昭和二十八年二月二十一日に竣工した⁷³⁾。五階には、集会・講演・映写に用いるための七七坪余の講堂が設けられていた⁷⁴⁾。現在講堂は執務室に改変されてしまったが、竣工式の記念品として配られた写真にその様子がうかがえる（図版No.36）。

北側庁舎（衛生会館側）を建設する第三期工事は、昭和二十七年七月七日に着工、翌年十月三日に竣工し、第二期工事で設けられた庁内講堂で竣工式が行われた。その際には記念品として、新庁舎全景（図版No.37）、北側玄関、廊下の三枚の写真が配られている⁷⁵⁾。

西側及び県議会議事堂を建設する第四期工事は、昭和二十九年三月十六日に着工、翌年三月には、庁舎の西側の国道一七号線沿いに新しい議事堂が竣工して完了となった。早くも、三月三十日に招集された議会から、新設の議事堂が使用されたという。なお、当初の設計では、既設の第一期庁舎（南側）と第三期庁舎（北側）とを接続する地下一

階地上二階建て庁舎と、これと渡り廊下を以て連絡する地下一階地上三階建の県議会議事堂附属庁舎並びに県議会議事堂を建設することとなっていた⁷⁶⁾。南側、東側、北側の全ての庁舎が地上五階地下一階建て建設されてきたにもかかわらず、なぜ西側のみが地上二階で計画されたのかは不明であるが、翌年には設計変更が行われ、西側庁舎も地上五階建てとなった⁷⁷⁾。

これらの庁舎は、現在も埼玉県庁の本庁舎として現役であり、近年の耐震補強など数々の手が加えられてはいるものの、階段や手摺り、壁面や地下などに、建設当時の姿を偲ぶことができる。県は、知事公館や職員官舎の移転や近隣の土地の買い上げ等を進め、昭和三十六年（一九六一）に衛生会館、昭和三十八年に第三庁舎の一部、昭和四十二年に別館、昭和四十五年に職員会館、昭和四十九年に第二庁舎、昭和五十四年に第三庁舎の一部を建設して庁舎を拡張した。一方、自治会館のように、この数年の間に取り壊されたものもある（平成二十四年度に解体）。また議事堂は、昭和五十四年に手狭となったとして、再度建て替えられ、地下一階地上五階建となった。この年は県議会開設百年の年にあたり、建て替えはその記念事業の一環として行われたものと思われる。なお現在の議事堂は、これをさらに昭和五十八年（一九八三）に改築したものである。

まとめにかえて

以上、浦和県庁舎建設から始まる、埼玉県庁舎の歩みを時系列に追ってみた。埼玉県庁舎は、明治二年の浦和県庁舎建設以来、一度も「庁舎の位置」が変わっていない。県庁所在地は動かなくても、庁舎の場

所が変わることは多く、各都道府県の公式ウェブサイトや行政刊物で確認したところ、庁舎の場所が全く動いていない都道府県は、十に満たないようである。県庁舎移転の背景としては、まず県庁所在地自体の変更に伴うものがある(福島県・栃木県・群馬県)。また、明治維新後、旧城内・城跡に県庁を置いたところでは、陸軍省から明け渡しを求められ、移転を余儀なくされたケースが多い(愛媛県、福岡県、大分県など)。そして、敷地拡張の必要などから、他の場所に土地を準備して移転するというオーソドックスな事情の場合もある(東京都や広島県など)。つまり埼玉県は、国などの外的圧力から移転を迫られることもなく、天災や戦災でも壊滅的な打撃を受けず、周辺は敷地の拡張が可能な環境だったということになる。しかし県内部では、激しい県庁誘致運動が繰り返され、移転していても不思議ではなかった。このような経緯を経て、現在の地に約百五十年間県庁が置かれてきたことは、埼玉の歴史を語る上で記憶に留められてよいであろう。

次に、県庁舎建設におけるコンセプトを、明治と昭和で比べてみる。明治から戦前までに建てられた府県庁舎の多くは、商業地区など人の多く集まる地域に正面を向けて建てられ、庁舎に直結する道が設けられており(アイキャッチに建てられており)、これはその地域における象徴的な存在となることを意識したためであるという指摘がある⁸⁾。埼玉県庁(旧浦和県庁)も、中山道及び浦和宿と平行する西側の土地に、浦和宿側に正面玄関を設けて建てられた。明治十三年の迅速測図によれば、現在の県庁通りの原型となる宿場から県庁へ通じる道が通っていたことがわかる。まさに、アイキャッチに建てられていたのである。明治十六年(一八八三)に浦和停車場が開業すると、宿場周辺はより

一層浦和の中心地となり、明治二十五年に庁舎が建て替えられたときも、庁舎や正門は浦和宿や浦和駅という「浦和の中心」に正面を向け、まさに「浦和町のシンボル」として整備されていく。県庁は県全体の役所ではあるが、近代化途上の時代にあつては、町の顔となりインフラ整備や経済効果をもたらす存在として、地元から大きな期待を寄せられていたと思われる。そして、県庁側も地元の期待を意識し、県庁舎や構内及び周辺の整備によって存在感を示してきた。地元の核となり得ることが、庁舎建設の大切なコンセプトだったのである。

しかし、昭和二十五年(一九五〇)に始まった現庁舎の建設時には、太平洋戦争を経て、価値観も社会情勢も大きく変化した。県庁火災からの再建であるとともに、建築基準法が施行されたことから、木造ではなく不燃性の鉄筋コンクリート造とすることが選択された。また、戦後重視された「民主的・近代的事であること」も欠かせない要素であった。定礎式の式辞で大澤知事は、「真に二百万県民に親しまれる民主的な外観内容を具備した、健康的で執務能率のあがる近代の庁舎の建設に重点を置いたのであります」と述べている。つまり昭和の庁舎建設では、「不燃性と近代性」がコンセプトとされたのである。例えば、車寄せを備えた正面玄関は東側から南側に移され、「浦和の中心」を向くものではなくなった。木造から鉄筋コンクリート造となり、これまで庁舎を囲んでいた塀や門は取り払われた。議事堂も国道一七号線側に新築され、昭和三十年代には、車庫上の分館(平成二十二く三年に解体済)や衛生会館が、昭和四十年代には別館、職員会館、第二庁舎、第三庁舎が造られた。

なお、県庁火災でも無事だった大正二年の議事堂は、最終的には取

り壊された。取り壊しの正確な時期は把握できていないが、第四期工
事の一環として昭和三十年に新議事堂が完成するまでは、現役として
活用されていた。新庁舎の第一期工事が完成した時の写真には、片
隅に議事堂が見える(図版No.37)。議事堂新築の理由は「耐用年数に
達している」というものであったが、『埼玉県議会百年史』によれば、
議会での審議過程で、「大正期の議事堂は本当に危険なのか」という
質問が出され、これに対して大澤知事は「旧建物は要望の強い美術館
にでも使用できればと思うが、敷地の関係からやむを得ず取り壊すこ
とになるかもしれない」と答弁している。議事堂の場所に何かを建て
る計画があったわけではなく、むしろ建物を保存し美術館として再利
用してほしいという要望が寄せられていたことがうかがえる。その後、
この地に恒久的な建物が建てられたという記録を見たことはなく、現
在も自転車置き場として利用されている。しかし、解体したという文
書が確認できなかったため、空中写真を比較してみた。国土地理院が
昭和三十六年六月と昭和三十九年五月に撮影した空中写真には、旧議
事堂の場所に建物らしきものが写っているが、明らかに議事堂とは形
が異なる。当時盛んに行われていた工事に関わる仮設の建物であろう
か。そして昭和四十一年十月に埼玉県が撮影した航空写真では、明ら
かに更地になっていた。最終的に取り壊された背景に、大澤知事の言
う「敷地の関係」があったとしたら、それはスペース確保のためでは
なく、近代的に生まれ変わったというイメージづくりと、開放的な空
間確保という意味だったのかもしれない。

ただ、残念なのは、昭和三十年代に壊されてしまったという点であ
る。昭和四十年代に入ると、文化庁が明治・大正期の建造物を文化財

として評価し、現存する都道府県庁舎を重要文化財に指定するようにな
っていく。文化財の指定にあたっては、内部も含めた保存状況やそ
の後の保存管理の意向などの条件整備が必要ではあるが、他県には、
保存されて文化財として親しまれている庁舎や議事堂がある。外国で
は、市庁舎が有数の観光名所である例は珍しくない。それだけに、大
正二年築の議事堂が今日まで遺されていたならば、間違いなく県の貴
重な文化財、そして観光資源となっていたことであろう。

県庁舎の歴史を追ってみて感じたことは、わずかに約百五十年前のこ
とが、県庁が移転していないにもかかわらず、予想以上にわからない
ということだった。しかし、もし明治以来の行政文書が保存されてい
なかつたならば、ここまでたどることさえできなかったであろう。

展示を契機として始めた調査のため、まだ多くのことが不十分で曖
昧なままである。今後も、引き続き調査を行って、少しずつでも不明
な部分を明らかにしていけたらと考えている。展覧会には、県庁火災
を記憶されている方も来場くださった。貴重な経験や情報があれば、
ぜひ御教示いただきたい。

註

- (1) 平成二十一〜二十七年度のテーマは「鉄道・日露戦争・学び・銅版画・産業・衛生・食べもの」であった。
- (2) 重文行政文書「明八七二 大宮県治職員概記」
- (3) 明治二年九月二十九日付太政官布告「大宮縣自今浦和縣ト被稱候事」(『法令全書』明治二年第九百四十六)
- (4) 現在の埼玉県庁舎所在地が、浦和県庁舎建設開始時点で、どのように利用されている土地であったのか、明確なことはわからない。ただ、文化八年

(一八二一)に作成された「浦和宿絵図」(さいたま市指定文化財、さいたま市所蔵・さいたま市立浦和博物館保管)によると、別所村分の畑となつていたので、当時もおそらく畑であつたと思われる。なお、ここが庁舎建設地として提供されるに至つた経緯は不明である。

(5) 明治三年二月三日付太政官布告「府藩縣公廨自今總テ何府何藩何縣廳ト可俣事」(『法令全書』明治三年第八十二)

(6) 重文行政文書「明一七七〇一〜一七七七」

(7) 明治十一年の太政官布告によつて地方税規則が定められるまでの間、府県税と並び徴収されてきた「民費」と同義と考えられる。

(8) なお、この年の十二月二日には「常備金規則」が変更され(『法令全書』明治二年第一一一二)、県庁舎の修繕費が全額民費負担となつた。庁舎建設・修繕費は、この先、政府の方針に左右されることとなるが、民間の寄附に頼つた状況は長く変わらなかつた。裏を返せば、府県庁舎を誘致したい土地は、建設費寄附金を積むことで、その可能性を引き寄せることができたともいえるであろう。

(9) 重文行政文書「明一七七〇一〜七七」

(10) 石田潤一郎『都道府県庁舎 その建築史的考察』第一章 府県庁舎の原型(思文閣出版、一九九三年)。

(11) 前掲註(10)に同じ。

(12) 明治四年十一月十四日付太政官布告「関八州伊豆國府縣廢置」(『法令全書』明治四年第五百九十四)

(13) 前掲註(9)に同じ。

(14) 「埼玉県史料 一」明治四年十二月六日。

(15) 前掲註(10)「第二章 中央集権体制と地方庁舎」

(16) 重文行政文書「明八九九」には、旧熊谷県の武蔵国分が埼玉県に合併されることとなつた際、繁田武平が埼玉県令白根多助に対して、熊谷に県庁を置くよう求めた建白書がある。

(17) 『新編埼玉県史通史編5 近代1』四二二ページ

(18) 『新編埼玉県史通史編5 近代1』七五二ページ

(19) 『埼玉県行政史 第一巻』二七二ページ

(20) 重文行政文書「大五一〜一」。

(21) 『新編埼玉県史通史編5 近代1』六〇〇〜六〇一ページ

(22) 明治二十三年九月二十五日付勅令第二百十三号(『公文類聚第十四編第十巻』)。なお、実際にはこの勅令公布でもおさまらず、明治三十年(一八九七)の県会では「県庁移転ヲ請フノ建議」が可決されたが、内務省は、認めない旨の通知を出した(重文行政文書「明三三六七六〜三三、四」)。

(23) 重文行政文書「明七二二の一〜一」。

(24) 前掲註(10) 三〇三ページ。なお、明治四十年代に入ると、庁舎として建設された建物の建て替えが一般的になるといふ。

(25) 重文行政文書「明一七〇三〜一七〇三」及び「明一七七七八〜一七五六」。

(26) 大成建設株式会社公式ホームページ中「会社の歴史」より。なお、明治二十五年に解散するに至つたのは、明治二十三年の会計法施行によつて公共事業の特命受注が受けられなくなったことを契機に経営が悪化したためであるという(前掲註(10)石田著書二五六ページ)。

(27) 前掲註(10) 二五六ページ。

(28) この庁舎は、『埼玉県写真真帖』の解説や『埼玉新聞』、昭和の新庁舎建築の際の定礎式における知事式辞等で、「明治二十四年」完成・建築と説明されるが、工事完了は明治二十五年二月二十三日であるので、展示解説及び本論においては、明治二十五年完成・建築で統一した。

(29) 掲註(10)石田著書によると、各府県で部屋の呼称は、「政庁」「知事所及饗応室」などと異なるが、多くの場合、二階の中央に配置とされる。埼玉県庁舎では、梯子ノ間があり、のちにこの部分が大きく改修された。

(30) 重文行政文書「明二四三二〜一三」。

(31) 例えば、広辞苑には「薄色：染色の名。薄紫、または薄二藍」とある。

(32) 例えば、明治十四年建築「重要文化財豊平館(北海道)」や埼玉県指定文化財「本庄警察署」など。国産のペンキ製造は明治十三年頃に始まるとされるが、県の発注においては、舶来品を指定する傾向にある。大正三年十一月八日に完成した埼玉県師範学校門衛所新築工事の仕様書(重文行政文書「大四四九一〜八三」)では、「・・・凡テ舶来上等品ヲ検査済ノ上係員立会ノ上色合調合等ナシ・・・」と指示しており、舶来上等品にこだわっている印象を受ける。

(33) 大正の増築は、重文行政文書「大二六八〜二九」にみえ、京橋の安藤組が工事を請け負つたことがわかる。また、『浦和總覽』は六ページ参照。

(34) 重文行政文書「大五八二五〇一」の県会議事堂新築工事関係文書内に、大正二年十月二十日付の落成届がある。ただ、全体にこの文書は保存状態が非常に悪く、図面などは断裂状態であるため、展示しなかった。

(35) 『埼玉県行政史 第二巻』一一一〜一二二ページ。

(36) 前掲註(35) 一一二ページ。

(37) 重文行政文書「大二七八一―一九〇」によると、金町製瓦(株)は、大正元年十二月三日に、経費一三七〇円で、焼過四等を四万本、並焼三等を六万本納品したとある。この文書に付属する金町製瓦(株)の実績経歴書には、伏見宮邸、巢鴨監獄、日本銀行、オリエンタルホテル、帝国図書館、帝国大学教室が列記されている。なお、大正七年、金町製瓦(株)は、渋沢栄一の斡旋により、日本煉瓦と合併した。

(38) 重文行政文書「大四四六―三一」。

(39) 重文行政文書「大二九〇―三九〇」。

(40) 重文行政文書「大三八―三七」

(41) 石炭ストープでは、川口の福祿ストープが広く普及し、庁内でも採用されている。重文行政文書では「リノリウム」と表記されることが多いが、「リノリウム」「リノリウム」等の表記もある。表記は出典の表記に倣っている。

(42) 重文行政文書「大二七八―一八一」

(43) 重文行政文書「大三九―一〇〇」「大六七八―七四」など。

(44) 『昭和九年陸軍特別大演習并地方行幸埼玉県記録』第二編総務・第五章・第二節設備・第一款「庁舎の修築」一七八ページ。これは当館に図書として收藏されている。また、国会図書館に納本された同書籍が、国会デジタルコレクションとしてネット上で公開されている。

(45) 重文行政文書「昭二八〇八―一五」

(46) 宮内省への献上は、重文行政文書「昭三二四四―九」に記録が残る。

(47) もちろん、今後みつかる可能性もあるほか、処分ではなく火災等で失われた可能性も否定はできない。

(48) 「ウラルペーパー」は、ウォールペーパー(壁紙)のことと思われる。

(49) 「テックス」は、イタリアエミリアナ社の壁紙のブランドと思われる。

(50) 「テックス」は、パルプ滓や木材のくずを圧縮して作った板で、天井や壁材として用いられる。

(51) 「トマテックス」は、王子製紙苦小牧工場が生産したテックスの商品名で、註

(52) と同様に作られた建材。吸音、断熱、防湿・保湿等に優れ、塗装も自由。昭和初期に製品化されていたようである。「トマテックスに就いて」(王子製紙苦小牧工場による昭和九年記録)、『時事新報』(昭和九年六月十日から十二日)『砂糖の搾り粕から製紙原料を採取』(神戸大学経済経営研究所「新聞記事文庫」製糸業04―078 神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ)参照。

(53) 前掲註(45)の『行幸記録』には「ザイツクタイトル」とあるが不詳。

(54) この『埼玉県写真真帖』の制作は、東京市本郷区の大塚巧芸社に委託、部数は宮内省献上分を含め五〇冊で、予算は五百円であった。内容は、九二箇所あった掲載候補地から五二箇所が選ばれた。献上用は特製で、縦二八cm×横三六cm、表紙は古代紫色の繻珍(繻子織地に色糸で文様を織り出したもの)で、三方金(天地と小口の三方の裁断面に金箔を貼ったもの)仕上げ、綴じは和綴で穴に鳩目金具を付け、白絹糸で綴る。中央には「埼玉県写真真帖」の題字を表す。本紙は鳥の子紙で総ページ数五二ページ、白羽二重の布に包み、幅二cmの茶色の絹の平紐をつけた縦三二cm×横四二cm×深八・二cmの桐箱に納めて献上された。一方、記念品用は献上用より若干大きく縦三〇cm×横四一cmで、表装は金茶布張、和綴で穴に鳩目金具を付け紫の絹糸で綴る。中央には同様の題字を表し、内容は献上用と同様であった。こちらは箱ではなく布張の帙に納められた。当館や各地の図書館に所蔵されているものは、この一部と思われる。その後、埼玉県立図書館発行から復刻版が刊行されている。

(55) 窓や出入り口上部に取り付けられた三角形の装飾。日本の破風に相当。

(56) 『埼玉県史』「資料編19 近代・現代1 政治・行政1」口説

(57) 出火元については、食料課付近とするもの(『埼玉新聞』十一月二十一日付)、消防課付近とするもの(『埼玉県行政史 第三巻』)があり、正確なところは不詳。出火原因も、当初漏電と報じられたが、その後、職員による放火説が浮上し、実際に消防課職員が逮捕された。一時は自白するに至ったが、その後無実を訴えて自殺したため、原因究明に至らなかった。(『埼玉県行政史 第三巻』三七〇〜三七二ページ)

(58) 埼玉新聞社戦後報道写真は、平成十三年度に、埼玉新聞社より当館に寄贈された。多くの写真は、当館閲覧室で公開している。

(59) 『埼玉県議会百年史』「県庁火災と県庁再建問題」。なお、この一連の火事に関

する回顧録、毒島孝至「埼玉県庁舎の火災とその後」(『私たちの自分史(第二集)』自分史友の会編、一九九三年)もある。

(60) 尤も、重文行政文書が今日まで伝えられた背景には、焼失を免れたあと昭和三十年代に進められた悉皆廃棄の危機を回避できたことが大きい。この詳細については、「吉本元館長オーラルヒストリー 文書館創造のころ」(『文書館紀要 第一三〇号』)参照。また、旧郡役所から引き継がれた第一種文書や兵事関係文書は、昭和十九〜二十年八月頃にかけてすでに廃棄されている(芳賀明子「埼玉県における近代県庁文書の編纂と保存―知事官房文書編纂主任の起家から―」『文書館紀要 第一五〇号』参照)。

(61) 前掲註(60)及び『埼玉県行政史第三卷』三六九ページ。

(62) 「埼玉新聞」昭和二十三年十一月二十一日付。

(63) 「埼玉新聞」昭和二十三年十一月三十日付。

(64) 昭和二十三年『埼玉県臨時議会会議録』。

(65) 西村知事が日本シルク会社からの収賄容疑で逮捕され、知事辞職となった。ちなみに、西村知事は県庁火災原因で職員放火説がでた際も、責任を問われて進退問題に発展したが、GHQが公選知事を明確な理由なく引責辞任させることは非民主的と進言し、知事に留まった(「埼玉新聞」昭和二十三年十一月二十六日付)。

(66) 前掲註(60)。なお『埼玉県行政史第三卷』によれば、当時「わずか一票差で浦和に決まった」と言われたが、これは白票四票と無効票一票を大宮賛成票に算入して二七票としたところからでたものだったという。

(67) 行政文書一一三九〇「大澤知事定礎式式辞」。なお、吉田亨二は明治二十年生まれの建築家で、建築材料協会会長や日本建築学会会長を歴任した。(『埼玉県行政史 第三卷』三七五ページに「吉田高二」とあるのは誤りである。)昭和二十五年の新庁舎建築顧問に就任したが、翌年六四歳で死去した。北澤五郎は、明治二十二年生まれの建築家で、関東大震災後、震災予防調査会嘱託員として耐震工学の研究を行い、昭和十七〜十八年日本建築学会の副会長、東京地盤調査研究会代表を務めた。渡辺仁は、明治二十年生まれの建築家で、横浜のホテルニューグラント、銀座の和光(旧服部時計店)、有楽町の第一生命館等の設計に携わった。また、この式辞の中で大澤知事は、「原因不明の火災発生の為」と述べている。

(68) 行政文書「一一三八四―三」。なお、第一期〜四期に分けて行われた工事は、その都度入札により建設業者選定を行ったが、いずれも竹中工務店が落札している。議事堂建設も伴った第四期では、予定価格を上回って再入札が行われた(行政文書「一一五三四―二」)。

(69) 『埼玉県行政史第三卷』三七四〜五ページ。

(70) この定礎式の詳細については、芳賀明子「埼玉県庁のタイムカプセル―県庁舎定礎式関係行政文書から―」(『文書館紀要 第二三〇号』)参照。

(71) 展覧会では、文書館職員が個人的に所有する第二回の復旧宝くじを展示した。受託銀行は埼玉銀行、印刷は鴻巣のアサヒ活版所であった。

(72) 行政文書「一一四四八―二」。

(73) 行政文書「一一四四〇―一」。この文書に残る「埼玉県庁第二期工事概要」によれば、第一期工事は昭和二十五年八月二十七日着工、昭和二十六年十二月十日竣工、第三期工事は昭和二十七年七月九日着工、昭和二十八年八月十五日竣工予定とある。このように書類や書物により、庁舎の着工・竣工年月日にズレがみられるが、第二期工事完成記念品として配られた当該資料の記述が当時の公式見解と考えてよいと思われる。

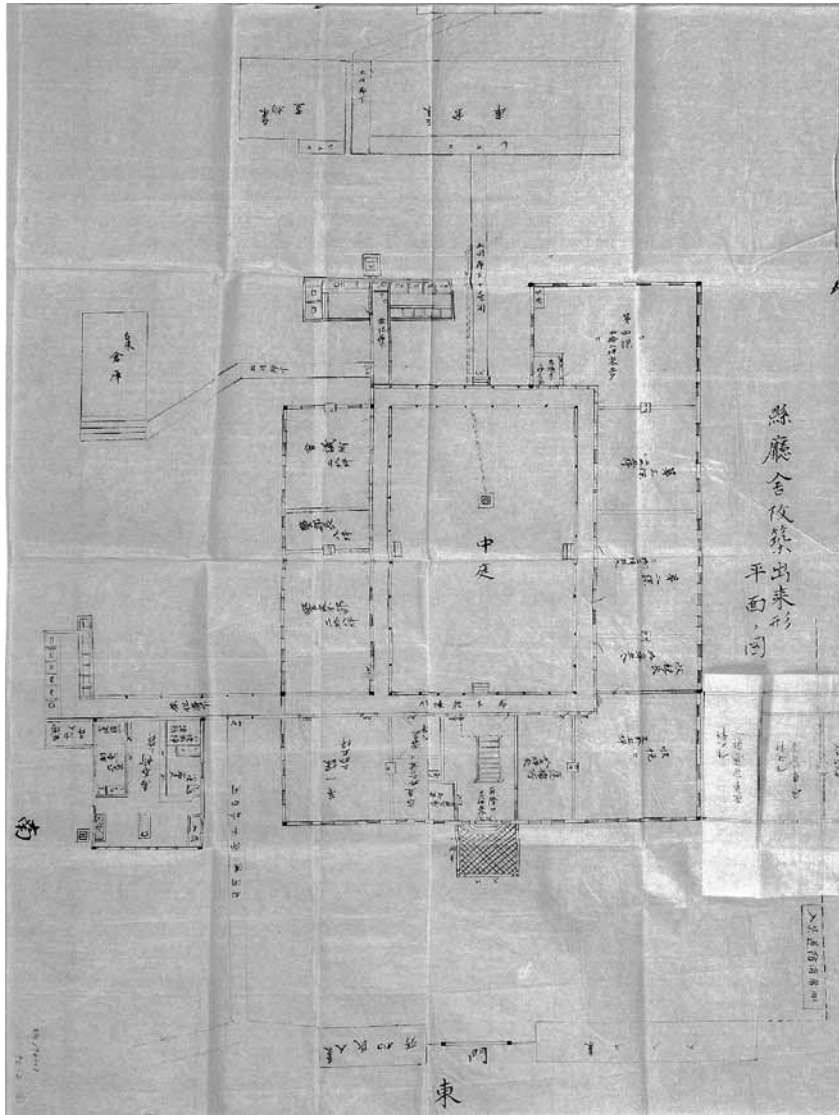
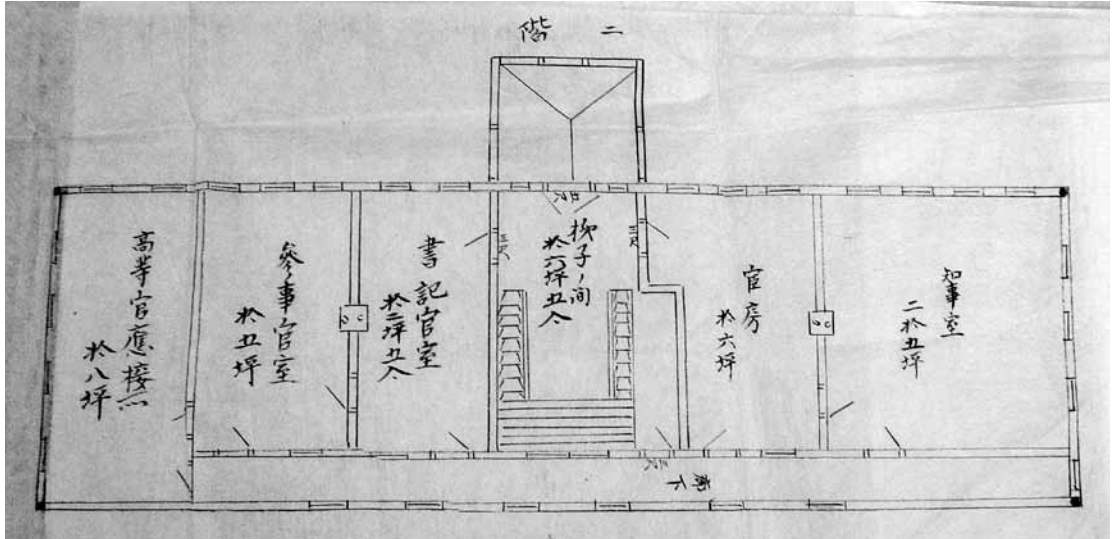
(74) 行政文書「一一五四一―一」。

(75) 行政文書「一一五四二」。

(76) 行政文書「一一五三四―二」。なお、議事堂の設計は、新庁舎建築の技術顧問の一人である北澤五郎の建築研究所が請け負っていた。

(77) 行政文書「一一五六二―一・二」。

(78) 巖佐朋広「アイキャッチに建てられた庁舎の計画原理に関する研究：昭和初期における都道府県庁舎47を対象として」(三重大学学術機関リポジトリ研究教育成果コレクション・平成十九年)。この論文では、「庁舎の敷地境界線に対して直交する街路があり、その街路に対して庁舎が正面を向けるデザイン手法を「アイキャッチ」と定義する。これは、一般的には「アイストップ」と言われるが、本研究では、視線を捉まえているという意味を込めてアイキャッチとする」と述べている。



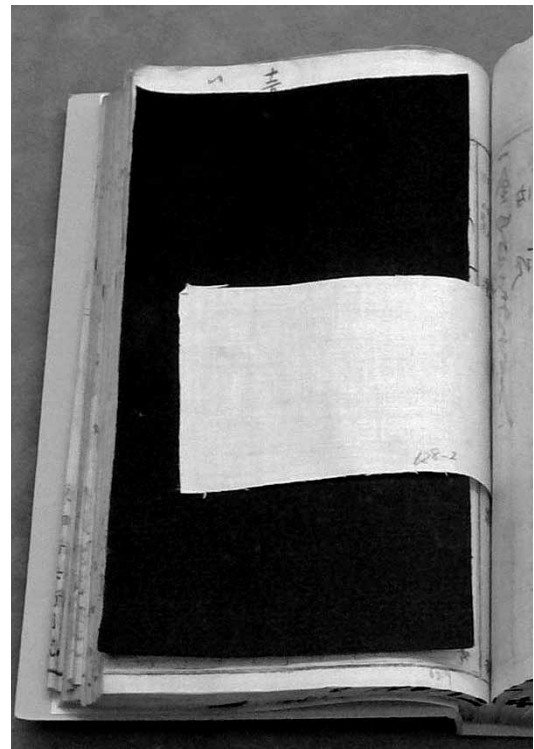
【図版No.3】県庁舎出来形平面図
 上：二階部分 下：一階部分
 (明 1703 - 1)



【図版No.4】明治25年建設の埼玉県庁舎
(大正元年刊『埼玉県写真帖』)



【図版No.5】ズーク生地見本
(明1765-39)



【図版No.6】窓掛(カーテン)生地見本
(明1765-26)

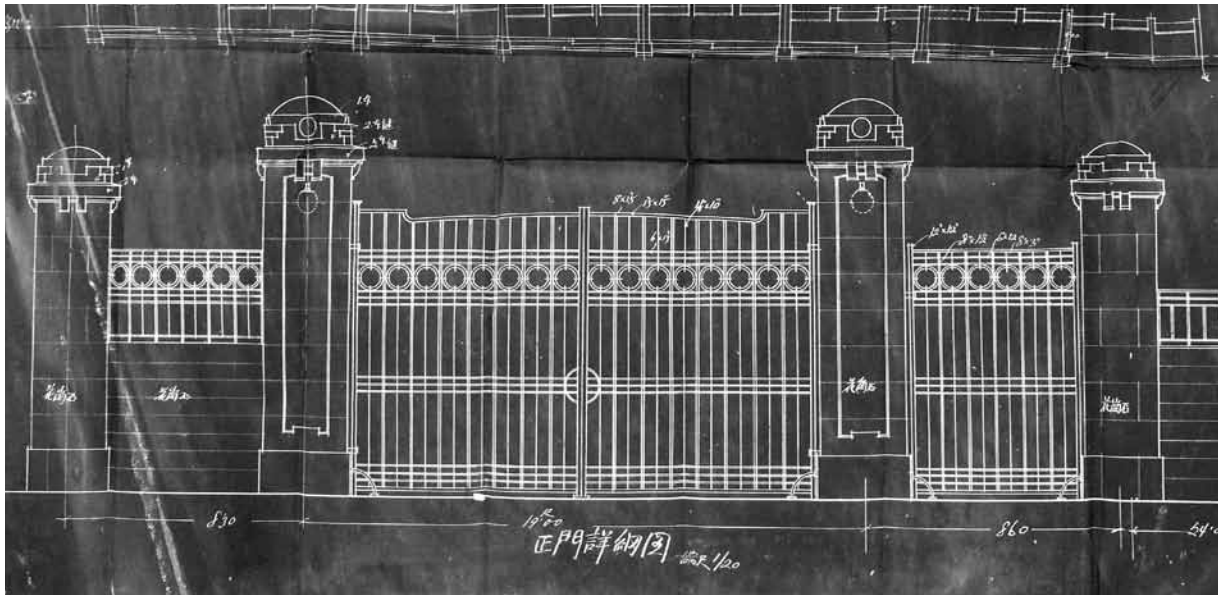


【図版No.7】
正門工事中の県庁構内
(飯島家文書 9923
「議事堂新築写真帖」)

【図版No.8】
大正2年完成の県会議事堂
(飯塚家文書 9923
「議事堂新築写真帖」)

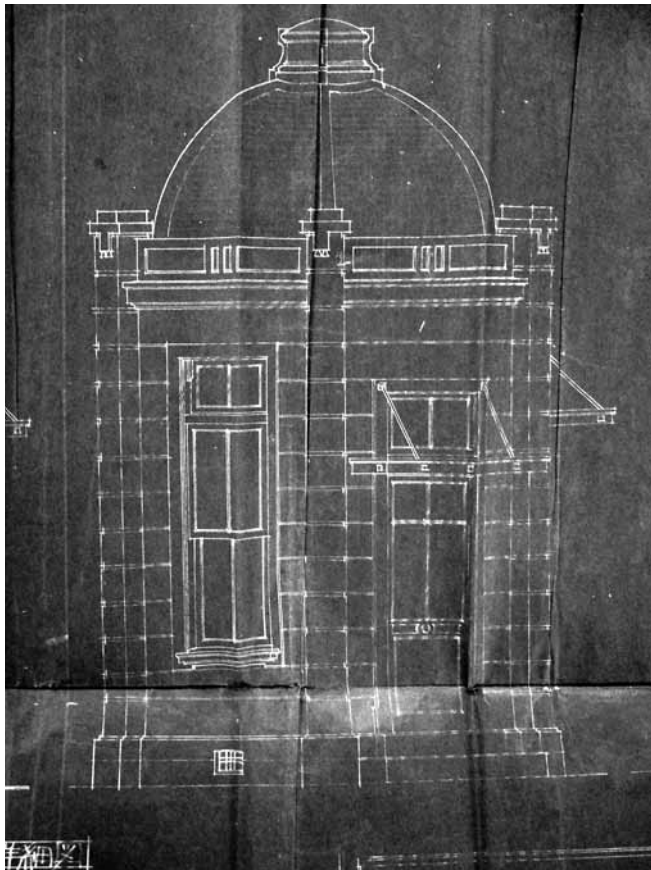
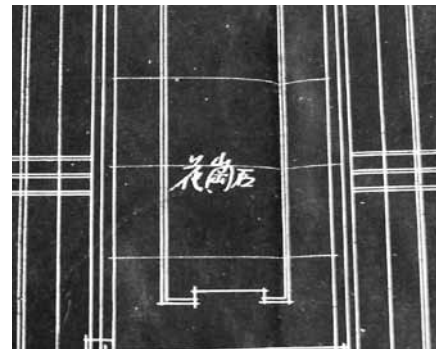


【図版No.9】
大正2年完成の県会議事堂
(大正10年刊
『埼玉県写真帖』)



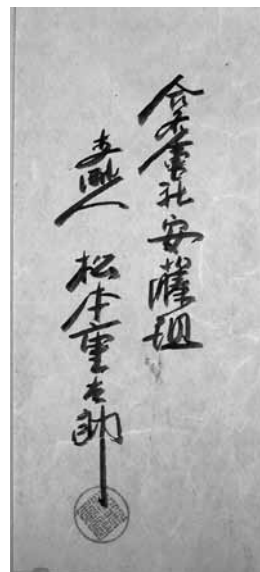
【図版No. 10】

大正3年完成の正門設計図。右は、門柱部分に書かれている「花崗岩」という文字部分。
（明 290 - 390）



【図版No. 11】

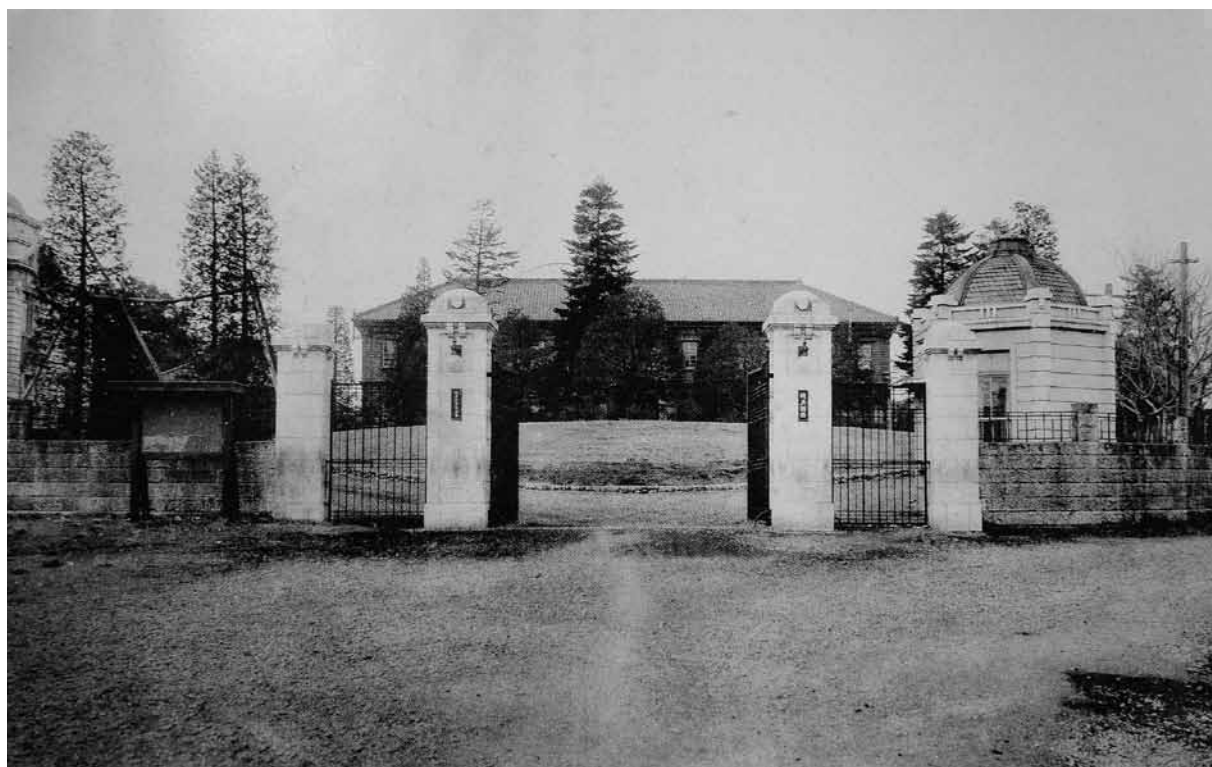
大正3年完成の正門門番所設計図
（明 290 - 390）



【図版No. 12】
上記設計図に残る
安藤組の署名



【図版No. 13】 大正3年完成の正門及び門番所。門柱にはまだ表札がなく、完成直後かと思われる。築庭の奥には、庁舎が見える。(飯塚家文書 9251)



【図版No. 14】 大正3年完成の正門及び門番所。門柱には表札がかけられている。(左：埼玉県会議事堂 右：埼玉県庁) (大正10年刊『埼玉県写真帖』)



【図版No. 15】 昭和9年に改築された県庁舎（昭和9年刊『埼玉県写真帖』）



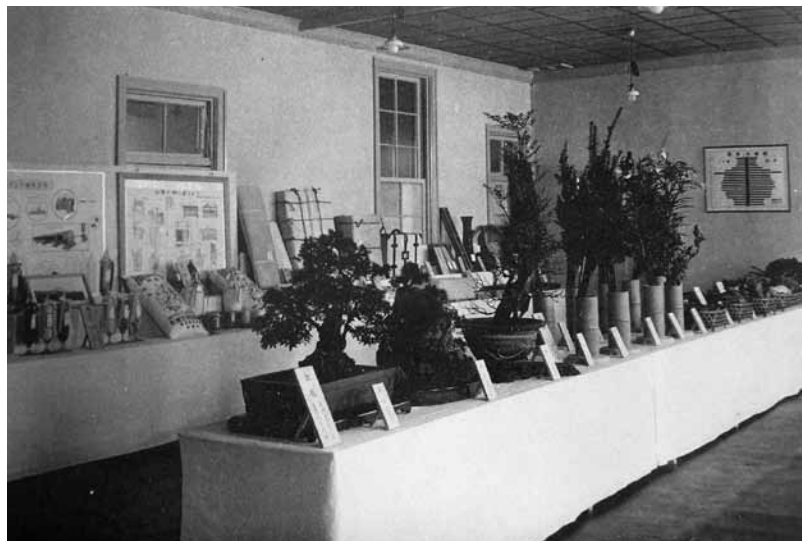
【図版No. 16】 昭和9年の行幸記念品として制作された『埼玉県写真帖』に掲載された、県庁周辺の風景。昭和9年10月の撮影と思われる。

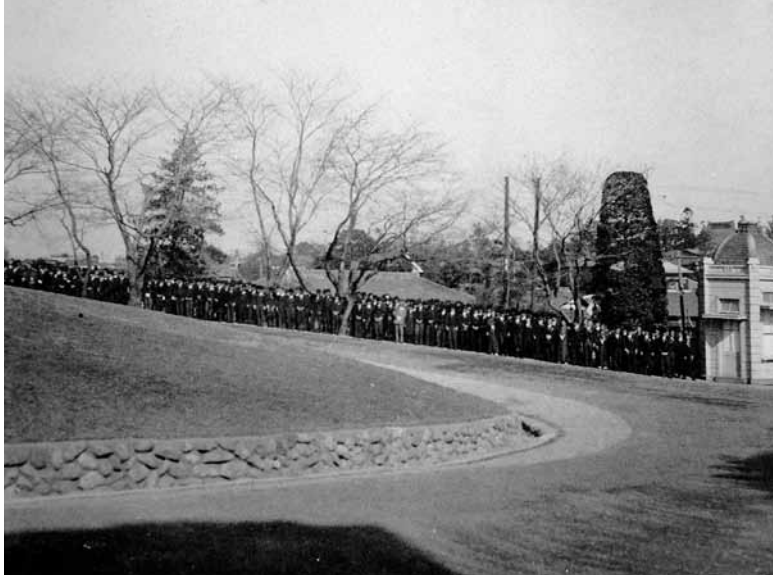
【図版No. 17】
昭和天皇の食堂として用いられた知事室。埼玉県鳥瞰図がかけられている。
(『昭和九年陸軍特別大演習並
地方行幸埼玉県記録』口絵)



【図版No. 18】
単独拝謁室として用いられた
官房秘書及び予備室の一部。
(『昭和九年陸軍特別大演習並
地方行幸埼玉県記録』口絵)

【図版No. 19】
天覧品が陳列された事務室。
天井や扉など細部がわかる。
(『昭和九年陸軍特別大演習並
地方行幸埼玉県記録』口絵)





【図版No 20】

構内に並んで天皇の到着を待つ
県庁職員。築庭がよく見える。
(『昭和九年陸軍特別大演習並地
方行幸埼玉県記録』口絵)

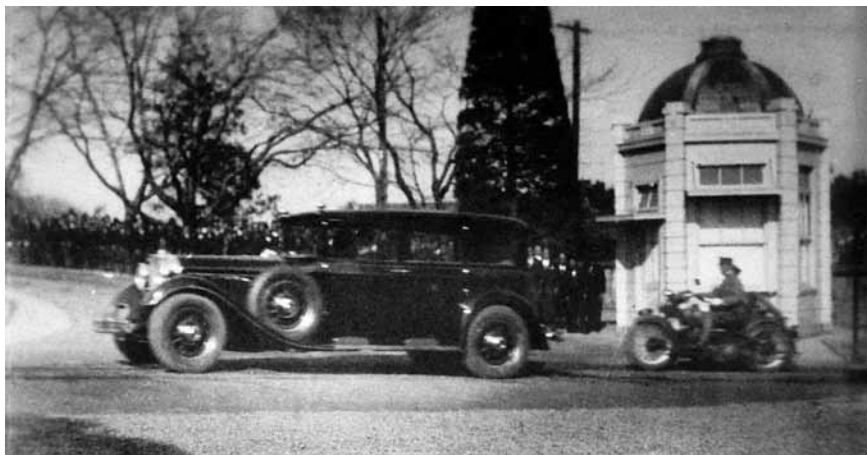
【図版No 21】

議事堂前で天皇の到着を待つ
高等官たち。議事堂を最も近
くから撮影した写真。
(『昭和九年陸軍特別大演習並
地方行幸埼玉県記録』口絵)

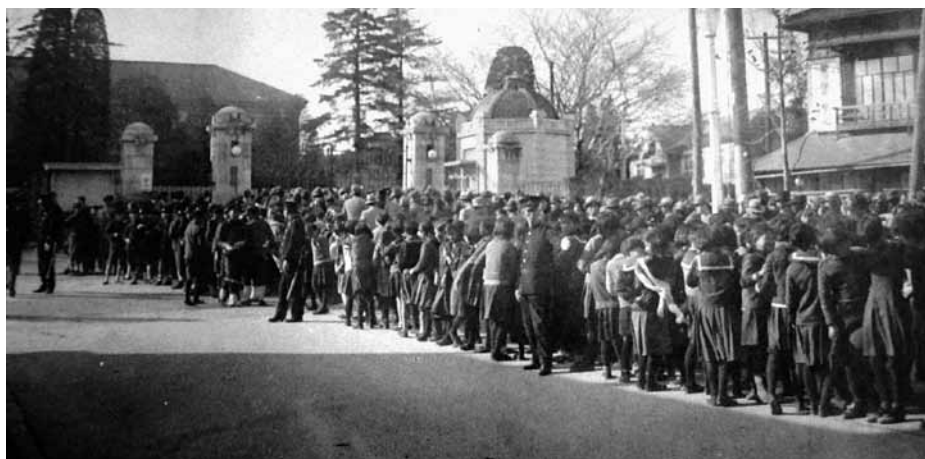


【図版No 22】

改築された車寄せで天皇の到着
を待つ職員。庁舎の板壁や上げ
下げ窓などの細部がわかる。
(『昭和九年陸軍特別大演習並地
方行幸埼玉県記録』口絵)



【図版No. 23】 正門から構内に入場した昭和天皇の御料車。溜色(あずき色)の御料車であったという。門番所がよく見える。(『昭和九年陸軍特別大演習並地方行幸埼玉県記録』口絵)



【図版No. 24】 県庁舎の一般公開に集まった人々。正門や門番所の大きさがよくわかる。(『昭和九年陸軍特別大演習並地方行幸埼玉県記録』口絵)



【図版No. 25】 県庁舎の一般公開で構内に並ぶ人々。議事堂前付近から撮影したものと思われる。(『昭和九年陸軍特別大演習並地方行幸埼玉県記録』口絵)



【図版No. 26】

昭和23年10月の県庁火災。炎の中に改修されたペディメントが浮かび上がっている。(埼玉新聞社戦後報道写真 S230040 - 15)



【図版No. 27】

県庁火災。ペディメントは焼け落ち車寄せ部分を残すのみとなっている。(埼玉新聞社戦後報道写真 S230040 - 01)



【図版No. 28】

県庁火災をみつめる人々。
(埼玉新聞社戦後報道写真 S230040-19)



【図版No. 29】

焼け跡となった県庁構内。
(埼玉新聞社戦後報道写真 S240017-01)



【図版No. 30】

埼玉会館で行われた、第一回埼玉県庁舎復旧宝くじ抽選会

(埼玉新聞社戦後報道写真 S250558-04)



【図版No. 31】

テント内で行われた定礎式

(埼玉新聞社戦後報道写真 S250762-03)



【図版No. 32】

定礎箱にコンクリートをかける大澤知事
(埼玉新聞社戦後報道写真 S250762-04)



【図版No. 33】

本庁舎車寄せ西側にある定礎石



【図版No. 34】昼夜兼行で行われた第一期工事
(埼玉新聞社戦後報道写真 S260852 - 01)



【図版No. 35】完成間近の第二期工事
(埼玉新聞社戦後報道写真 S271183 - 02)



【図版No. 36】第二期工事完成記念の絵葉書・講
堂部分) (行政文書 11541 - 1)



【図版No. 37】第三期工事完成記念の絵葉書
(行政文書 11542)



【図版No. 38】完成した南側庁舎。
画面右端に、議事堂が写っている。
(埼玉新聞社戦後報道写真 S261011 - 03)



【図版No. 39】 現在の本庁舎南側
(第一期工事部分)



【図版No. 40】 現在の本庁舎東側
(第二期工事部分)



【図版No. 41】 現在の本庁舎北側
(第三期工事部分)



【図版No. 42】 現在の本庁舎西側
(第四期工事部分)



【図版No. 43】 現在の花時計(築庭)
正門に代わり、東側の顔となっている